

処分年月日	2026年2月10日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	日産証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、分割で購入した物品や飲食などで溜まった支払いに窮しており、銀行のカードローンや消費者金融での借入れも考えたが、比較的懇意にしていた顧客から着服することを思いついた。</p> <p>そこで、甲は、顧客宅を訪問し、「当社の上場親会社の株式を私が買うので、お金を出していただければ30%上乗せでお返しする」との架空の投資話を持ちかけ、2回にわたり、顧客から現金を受け取り、実際には株式での運用は行わず、自身の借入金の返済に充てた。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社ホームページにおいて、「社員が顧客から現金を預かることは原則行っていないこと」、「当社との取引は、全て取引報告書等に記録され顧客自身で確認できること」などの注意事項を周知するとともに、当該注意事項を記載した書面を適時顧客に送付している。 ・部店長に対し、四半期ごとの業績評価面談（1on1）時に職員の公私にわたる悩み相談を行うとともに、日常の生活態度などについても注意深く観察するなど、特に職員の変化にも気を配るよう指示した。